平成２９年（フ）第１８７号
群馬県前橋市箱田町104番地２
債務者　宮崎留美子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１９４号
群馬県前橋市青柳町849番地７　エステートピア青柳　206号
債務者　新井　夏代
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０３号
群馬県前橋市南橘町５番地　Ｉ－105号
債務者　岡本　愛香
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１１号
群馬県利根郡みなかみ町湯原802番地
債務者　飯島　昭二
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
群馬県利根郡みなかみ町湯原802番地
債務者　飯島　美佳
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
群馬県高崎市江木町1610番地12
債務者　阿部　友美
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２５６号
静岡県沼津市東熊堂84番地の11
債務者　滝川多美枝
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
愛知県一宮市苅安賀１丁目５番25号
債務者　小山　千里
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１２３号
愛知県一宮市苅安賀１丁目５番25号
債務者　小山　利之（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３１号
京都府宮津市字鶴賀2057番地の２
債務者　長尾　　洋
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第３２号
京都府宮津市字鶴賀2057番地の２
債務者　長尾　満里
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第１９６号
高知県吾川郡いの町枝川1328－３　県営住宅宇治団地６号棟９号室　伊東方、住民票上の住所高知市神田803番地10
債務者　山本　兼也
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０３号
高知市南はりまや町２丁目８番15号　ハイツあきⅡ306
債務者　羽方　理加
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５号
山形県鶴岡市みどり町10番３号
債務者　菅原　美博
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１０２号
群馬県館林市新宿１丁目15番41号
債務者　塚越　タケ
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第２９５９号
大阪市東住吉区南田辺３丁目11番21－201号
債務者　森山　隆三
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９８７号
大阪市中央区南久宝寺町２－５－７－505号、住民票上の住所大阪府大東市諸福３丁目８番41号
債務者　青木　　功
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部